

議案第 1 1 3 号

前橋市水道事業給水条例の改正について

令和 7 年 9 月 2 日提出

前橋市長 小 川 晶

前橋市水道事業給水条例の一部を改正する条例

前橋市水道事業給水条例（平成 5 年前橋市条例第 1 9 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 項に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の水道事業者（法第 3 条第 5 項の水道事業者をいう。以下この項において同じ。）又は他の水道事業者が法第 1 6 条の 2 第 1 項の指定をした者に給水装置の工事を施工させる必要があると認めるときは、この限りでない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。